

令和8年度 省エネ家電購入費補助金

坂戸市では、脱炭素社会の実現に向け省エネルギー性能の高い家電に買替えを行う市民の皆さんを対象に購入費に対する補助を実施します。

◎ 補助対象の省エネ家電（電気冷蔵庫・エアコン）

● 電気冷蔵庫

次に掲げる要件を全て満たす電気冷蔵庫が補助の対象です。

- ・ 定格内容積300リットル以上
- ・ 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）
- ・ 未使用品であること（中古品は対象外）

● エアコン

次に掲げる要件を全て満たすエアコンが補助の対象です。

- ・ 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）
- ・ 未使用品であること（中古品は対象外）

補助金の交付は、同一世帯でいずれかの家電1台分となります。



[参考：統一省エネラベル]

◎ 補助対象

次のいずれにも該当する方が補助の対象です。

- ・ 申請時において坂戸市に居住している方
- ・ **令和8年4月1日以降**に**市内の電器店等**で補助対象の家電を購入し、買替え前に使用していた家電を家電リサイクル法により処分する方
- ・ 購入した家電を自ら居住する住宅に設置する方

◎ 補助額

2万円(定額)

◎ 申請受付期間

令和8年4月1日午前8時30分から令和9年3月31日午後5時15分まで(必着)

- ※ 申請の受付は、先着順に行います。（土・日・祝日、年末年始を除く）
- ※ 予算に達した場合は、期間内であっても申請の受付を終了します。
- ※ 予算に達した日に受け付けた申請は、抽選で補助対象者を決定し、その結果を通知でお知らせします。

◎ 補助対象ではない方

- ・ 新たに家電を設置する方
- ・ 店舗、事業所等で使用する家電を買い替える方
- ・ 領収書を発行できない支払い方法で家電を購入する方
- ・ 過去に電気冷蔵庫の補助金交付を受けた方の電気冷蔵庫の買替え（過去に電気冷蔵庫の補助を受けた方でも、エアコンの買替えは補助対象となります。）
- ・ **補助対象の家電（本体価格）に対する支払金額が補助額2万円未満の方（ポイント値引き等を利用する際はご注意ください。）**

◎ 補助金交付の流れ

① 市内の電器店等で購入し、領収書（家電量販店の場合はレシート）を受領

- ・ 購入時に補助対象の家電であるか確認してください。
- ・ 購入した家電の型番、購入金額、日付、発行者及び発行者の所在地が記載された領収書(家電量販店の場合はレシート)を受け取ります。

※ 領収書又はレシートは、補助金申請時に必要です。



② 買替え前の家電を処分し、「家電リサイクル券（排出者控）」を受領

- ・ 買替え前に使用していた家電は、購入店で引き取りを依頼、若しくは、指定引き取り場所への持ち込み等で処分してください。

※ 「家電リサイクル券（排出者控）」は、補助金申請時に必要です。

※ 廃家電4品目の収集許可業者に家電リサイクル券を用意してもらう場合は、家電の回収時に家電リサイクル券の排出者控を忘れずに受け取ってください。



③ 申請書の提出（直接窓口へ提出又は郵送）

添付の申請書をご利用ください

【添付書類】

- ・ 補助対象の家電の型番、購入金額、日付、発行者及び発行者の所在地が記載された領収書等(家電量販店の場合はレシート)の写し
- ・ 買替え前の家電の処分時に受領した「家電リサイクル券（排出者控）」の写し

坂戸市の所在地（家電量販店の場合は「坂戸店」）が記載されているもの

交付日（引取日）が記載されているもの

※ 申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。



市から交付決定通知書及び請求書を郵送します。



④ 請求書の提出（直接窓口へ提出又は郵送）

請求書に請求者及び交付決定日等、金融機関の口座情報を記載してください。



請求書に記載された金融機関の口座へ補助金を振り込みます。



坂戸市ホームページ
二次元コード
「省エネ家電購入費補助金」

【問合せ・申請書等提出先】

〒 350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号 坂戸市役所環境政策課企画衛生係
Tel 049-283-1331（内線 365） E-mail sakado41@city.sakado.lg.jp